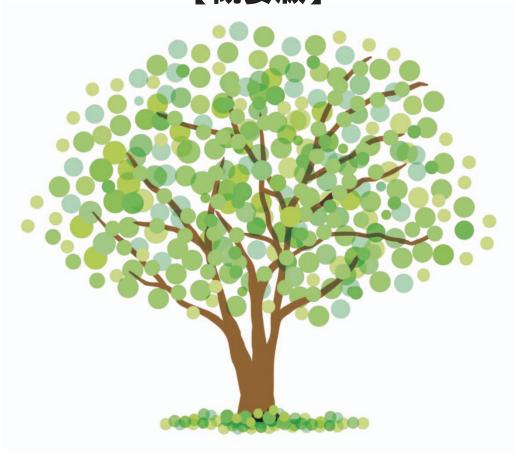
そでがうら・ふれあいプラン

袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)

袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)

袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)

【概要版】



袖ケ浦市 福祉部 障がい者支援課





1 計画策定の背景と目的

障害のある人に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、本市においても、国の動向を十分に踏まえ、地域社会の理解と協力のもと、障がいのある人を地域で包み込み、障がいのある人が地域で自立して生活できる社会の実現に向けて取り組むことの重要性が増してきています。

袖ケ浦市では、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とした「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」並びに平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした「袖ケ浦市障がい福祉計画(第5期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第1期)」といった3つの性格を併せ持つ「そでがうら・ふれあいプラン」(以下「本計画」という。)を策定し、基本理念である「障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくり」の実現に向け、障害福祉サービス等の確保を定めるとともに、障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制の確保を定め、それぞれ障害福祉サービスを提供する事業所等と連携を図り様々な障がい施策を実施してきたところです。このうち、「袖ケ浦市障がい福祉計画(第5期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第1期)」が令和2年度で終了することに伴い、障がい者施策をめぐる近年の動向や、本市の障がい者を取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」の必要な見直しを行うとともに、令和3年度から3か年の障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るため、「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)」を策定するものです。

2 計画の位置づけ等

(1)法的な位置づけ

本計画は、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)」の3つの計画により構成されます。

■計画の法的位置づけと役割■

	法的位置づけ	計画の役割
障がい者福祉基本計画 (第3期)	〇障害者基本法第11条第3項の規 定による「市町村障害者計画」	○障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
障がい福祉計画 (第6期)	○障害者総合支援法第88条第1項 の規定による「市町村障害福祉計 画」	○障害福祉サービス等の提供体制の 確保に関する数値目標や、サービ スごとの必要な見込量などを定め る計画
障がい児福祉計画 (第2期)	〇児童福祉法第33条の20第1項 の規定による「市町村障害児福祉 計画」	〇障がい児支援の提供体制の確保と 円滑な実施を図るための計画

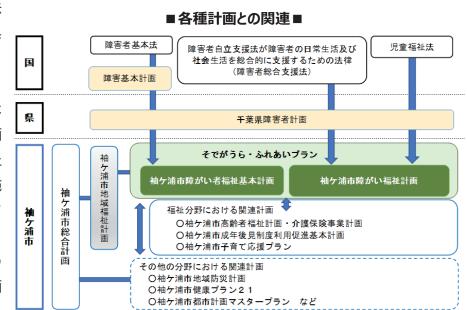
※ 「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第6項の規定により 「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされていることから、「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」と「袖ケ浦市障がい児福祉計画 (第2期)」を一体のものとして策定しています。



(2) 各種計画との関連

本計画は、障害者基本法 等により定められた国や県 等の計画を踏まえるととも に、市の最上位計画となる 「袖ケ浦市総合計画」で が、福祉分野の上位計画 となる「袖ケ浦市地域福祉 計画」における障がい者施 策に関する部門計画として 関連づけています。

また、その他の部門別の 計画とも調和を保った計画 として策定するものです。



(3)計画の対象

障害者基本法に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。また、高次脳機能障がい、難病、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症(HFA)などの人も含め、障害者手帳の有無にかかわらず「すべての障がいの状態にある人」を支援します。

なお、本文中に記載する「障がいのある人」とは、上記の状態にあるすべての人を対象と しています。

(4)計画の期間

「障がい者福祉基本計画(第3期)」及び「障がい福祉計画(第6期)(障がい児福祉計画 (第2期)を包含する。)」の計画期間は以下のとおりとします。

■計画の期間■

	~平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者福祉 基本計画	第2期 (平成20年度から10年間)	第3期 (平成30年度から令和5年度までの6年間)					
障がい福祉計画	第1期~第4期	第5期 第6期					
(障がい児福祉計画)			第1期			第2期	

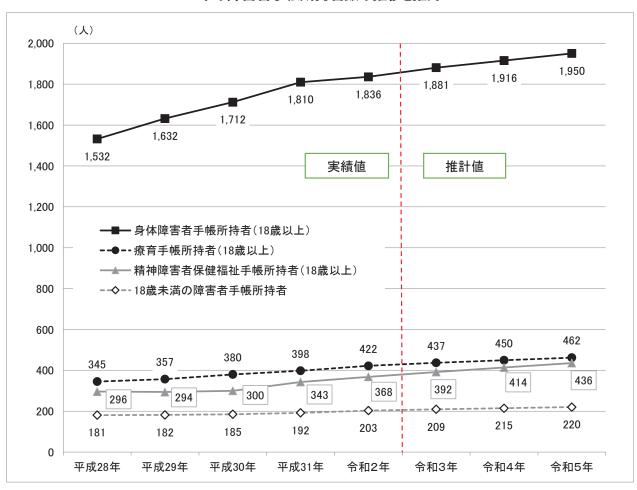


3 障がいのある人の推計

障害者手帳所持者数は増加しており、平成28年は合計で2,354人でしたが、平成30年に2,500人を超え、令和2年は2,829人となっています。

また、障害福祉サービスの見込量推計の参考とするため、令和3年から令和5年までの袖ケ浦市の各種障害者手帳所持者数(18歳以上・18歳未満別)を推計した結果、令和2年に比べ、身体障害者手帳所持者(18歳以上)で約110人(約6%)、療育手帳所持者(18歳以上)で約70人(約18%)、18歳未満の障害者手帳所持者で約15人(約8%)の増加が見込まれます。

■市の障害者手帳所持者数の推移と推計■



(注) 推計の手法については、過去5年間の障害者手帳所持者数と障がい種別ごとの障がい者比率(総人口に占める障がい者の比率)の実績や近年の伸び率を踏まえた上で、令和3年から令和5年の障がい者比率を推計し、その比率に袖ケ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した推計人口を掛け合わせて算出したものです。なお、手帳をお持ちでない方の人数については、統計データ等から正確な実態を把握することが困難なことから本推計には含めていません。

資料:平成28年~令和2年:障がい者支援課(各年3月31日現在)



4 基本理念及び基本的な考え方

(1)基本理念

本計画の基本理念を次のように定め、障がいのある人が自らの決定に基づき、能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりを推進します。

また、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の社会への参加を制約している様々な障壁を除去するとともに、ノーマライゼーションの考えに立ち、地域に住む人が、障がいの有無、老若男女を問わず、共に支え合う地域福祉のまちづくりを目指します。

■基本理念■

障がいのある人が、安心して、 その人らしい生活をおくれるまちづくり

(2) 基本的な考え方

基本理念を踏まえ、次の基本的な考え方のもと、その他の関連計画との調和を保ちつつ、 計画の総合的な推進を図ります。

障がいのある人を、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障がいのある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境づくりを進めます。

2 切れ目のない支援の体制づくり

障がいのある人の性別、年齢、障がいの種類や状態、生活の状況等を踏まえて、それぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携を強化し、一貫した支援が行える体制づくりを進めます。

3 みんなで支え合う地域社会づくり

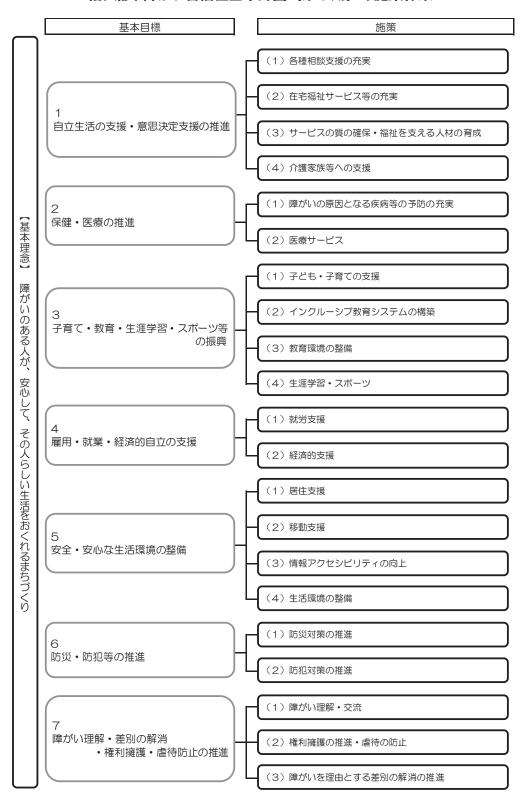


障がいや障がいのある人への理解を深め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人が様々なことに出会い、ふれあい、安心して参加できるよう、みんなで支え合う地域社会づくりを進めます。

5 袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)

基本理念の実現に向け、次のとおり7つの基本目標とそれぞれに応じた施策を体系的に定め、取組を推進します。

■袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)の施策体系■





1 自立生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人の自立生活の支援や意思決定の支援を推進するため、本市の相談支援の中核となる相談支援事業所の機能の拡充を行い、身近な場所で幅広い相談ニーズに対応できる体制の強化を図ります。

また、在宅の障がいのある人については、自立生活の支援のほか養護者(介護者)の負担 軽減のためにも、引き続き在宅サービス等の質の確保とともに、福祉を支える人材の育成、 高齢化が進む当事者団体への支援等に努めていきます。

施策	事業
	① 相談支援事業(袖ケ浦市障がい者相談支援事業 えがお袖ケ浦)★
	② 発達障がい児等療育支援事業
(1)各種相談支援の充実	③ 精神保健福祉士による相談支援(ケアセンターさつき)
(1)合性相談又接の九夫	④ 障害者相談員事業(身体·知的)
	⑤ 幼児相談
	⑥ 生活困窮者自立支援事業
	① ホームヘルパーの派遣(居宅介護)★
	② 障害者地域在宅福祉推進事業(グループホーム運営費補助金・入居者家賃助成)★
	③ ショートステイ(短期入所)★
	④ 理容師派遣事業
(2) 在宅福祉サービス等の充実	⑤ 補装具費支給事業
(2)任七悔他り一亡人寺の九美	⑥ 紙おむつの給付★
	⑦ 意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)★
	⑧ 地域活動支援センター事業★
	⑨ 訪問入浴サービス事業(移動入浴車の派遣)★
	⑪ 障がい者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業★
	① ボランティアの養成
(3)サービスの質の確保・福祉	② 音訳ボランティア養成講座
を支える人材の育成	③ 手話奉仕員養成講座事業
	④ 介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価
(4)介護家族等への支援	① 日中一時支援事業★
(寸/ 月段外)次寸、0/又]及	② 障がいに関する当事者団体等への支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

2 保健・医療の推進

障がいのある人の生活上の不安として、身体や健康のことをあげる人が多く、保健や医療に関する支援が必要とされています。内部障がいなども増加傾向にあることから、生活習慣病や各種疾病の重症化予防、早期発見のため、健診・検診の周知の充実等により受診率向上を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防に努めていきます。

また、障がいのある人の保健・医療の支援として、医療的ケアへの対応や、保健・医療・ 福祉・教育等の各分野が連携した切れ目のない支援のほか、障がいに係る経済的な負担の軽 減も図ります。



施策	事業
	① 乳幼児健康診査
/ 1 〉 時がいの原因したで病気の	② 特定健康診査・特定保健指導
(1) 障がいの原因となる疾病等の 予防の充実	③ 健康づくり支援センター管理事業
19100元天	④ 後期高齢者健康診査
	⑤ がん検診
	① 自立支援医療(更生医療、育成医療)
	② 自立支援医療(精神通院医療)
(2)医療サービス	③ 重度心身障害者医療費の助成
(2)医療リーレス	④ 精神障害医療費の助成
	⑤ 難病患者療養見舞金の支給
	⑥ 中核医療機関との連携

3 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興

市内の保育所(園)では集団保育が可能な障がいのある児童を受け入れており、学校では、特別支援教育のコーディネーターを配置しています。近年では、小学校低学年を中心に、通常学級における特別な支援を必要とする児童が増えており、インクルーシブ教育システムの構築など国や県の新たな施策動向に対応するとともに、きめ細かな対応の充実を図る必要があります。また、子どもの社会的な自立や発達を促すため、放課後等における療育の場の充実にも取り組みます。

生涯学習・スポーツに関しては、障がいのある人とない人がこれらを通じて交流を拡大していくことも重要と考え、2021年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを契機と捉え、障がいのある人が多様な活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

さらに、社会参加の一助となるよう、文化芸術に触れ合う機会の創出等を図ります。

施策	事業
	① 障がい児保育★
(1)子ども・子育ての支援	② 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)★
(1)] 2 0] 自 2 0 又版	③ ファミリー・サポート・センター事業★
	④ ライフサポートファイルの活用★
	① 特別支援教育の推進(特別支援教育総合推進事業)
 (2)インクルーシブ教育システム	② 専門家チームの設置及び巡回相談の実施
の構築	③ 通級指導による特別支援教育の充実
₩ 	④ 市特別支援教員雇用による特別支援教育の充実(特別支援教員活用事業)
	⑤ 特別支援教育就学奨励費の支給(特別支援教育就学奨励費事業)
	① 教育相談
	② うぐいす教育相談
(3)教育環境の整備	③ 電話相談・来所相談
	④ 教職員研修の充実
	⑤ 就学相談・進路相談の充実
	① 障がいのある人に対応した社会体育施設の整備
(4)生涯学習・スポーツ	② 君津地域心身障害者(児)スポーツ大会
	③ 市民三学大学講座
	④ 図書館サービス

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業



4 雇用・就業・経済的自立の支援

働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上で極めて大きな意義があります。障がい者が働くことへの意欲向上やスキルアップへの支援を推進するとともに、関係機関と連携し、事業所等における障がい者に対する理解を促進するなど就労しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の活用が重要であることから、引き続き対象者への申請案内や相談の充実に努めていきます。

施策	事業
	① 障がい者就労促進体制の整備
(1)就労支援	② 生活困窮者自立支援事業
	③ 市職員としての採用促進
	① 心身障害者(児)手当支給事業
(2)経済的支援	② 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・特別障害給付金
(2) 在海的又拔	③ 心身障害者扶養年金
	④ 生活困窮者自立支援事業

5 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域で自分らしく、安全・安心して生活を送ることができるよう、地域 生活を支える障害福祉サービスや外出支援などの様々な福祉サービスの充実を図るとともに、 市内の公共施設や道路等におけるバリアフリー化を推進します。

また、アンケート調査では、障がいのある人のために充実して欲しいこととして「情報提供の充実」を望む割合が高くなっており、市や相談支援事業に関するホームページの活用をはじめ、多様な媒体を活用した情報提供の充実に努め、障がいのある人の情報アクセシビリティの向上を図ります。

施策	事業	
	① 日常生活用具給付等事業★	
(1)居住支援	② 生活ホーム運営助成事業	
	③ 各種サービスの提供★	
	① 移動支援事業★	
	② 重度心身障害者福祉タクシー事業	
(2)移動支援	③ 車いすの貸出し	
(乙) 控到又版	④ 居宅介護(通院等介助)★	
	⑤ 移送サービス	
	⑥ 福祉力一貸出	
(3)情報アクセシビリティの向上	① 音声コード等の利用促進	
(3)情報アクセクにカティの同工	② 声の広報、インターネットによる市政情報提供	
	① 都市公園及び路外駐車場のバリアフリー化	
(4) 生活環境の整備	② 小中学校におけるバリアフリー化	
	③ 庁舎整備事業	

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業



6 防災・防犯等の推進

災害時要援護者登録制度の普及や障がい者の防災訓練などへの参加を促進するとともに、 防災・避難情報の提供や避難所での健康管理など防災・災害時支援体制の充実を進め、災害 から障がい者を守る体制強化を図ります。

また、障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化を図るとともに、障がいのある人の消費者トラブルの防止の取組などについても進めていきます。

施策	事業
	① 震災火災対策自主防災組織整備事業
(1) 防災対策の推進	② 要配慮者の避難支援
	③ 家具転倒防止器具取付事業
(2) 防犯対策の推進	① 地域防犯体制強化事業
(2)防犯対象の推進	② 消費者トラブルの防止及び被害解決に向けた支援

7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指すには、市民や事業者が、障がいのある人とその障がい特性についての正しい理解の促進に努め、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要です。また、お互いの理解を深めるためには、学校や職場、地域における日常的な活動の中で、早い段階から交流の機会を持つことが特に大切です。障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに向けて、市民や行政職員の障がいに対する理解と意識向上を目的とした施策を推進します。

さらに、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援する仕組みが必要となるため、権利擁護事業や成年後見制度を広く周知し、利用を支援するとともに、より身近な地域の中で、虐待防止を含めた権利擁護体制の充実を図ります。

施策	事業
(1)障がい理解・交流	① 福祉教育
(1) 障がい理解・文流	② 心身障がい児者の集い
	① 障がい者虐待防止対策支援事業
(2)権利擁護の推進・虐待の防止	② 県条例に基づく権利擁護のための相談体制の確立
	③ 成年後見制度利用支援事業
/ o \	① 障がい者差別に関する相談受付及び対応等
(3) 障がいを理由とする差別の 解消の推進	② 障がい者差別に関する啓発活動及び指導
/开/日V/1世/年	③ 障がい者差別解消の推進



6 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期) ・袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)

(1) 国の基本指針に係る本市の目標と取組

「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)」を策定するに当たっては、提供体制の確保に係る目標として、7つの「成果目標」を設定することとされています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、県の計画と整合を図り、本計画の計画期間(令和3年度~5年度)における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を次のとおり設定し、必要なサービス・支援等が提供される体制の整備を図ります。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ○入所施設等から地域生活への移行に向けて、医療機関、各種相談支援機関、グループホームを運営する事業所などと連携し、地域移行が円滑に行えるよう、また、地域での生活に 移行した方が地域で自立できるよう支援を行います。
- ○日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス)が受けられるよう、サービスの質や量の充実に努めるとともに、サービス量の確保・拡充も行います。
- ○地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)についても、医療機関、各種相談支援機関 などと連携し、引き続き支援を行います。
- ○日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制の確保を図ります。

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
	令和元年度末の施設入所者数(a)	66 人	(令和元年度末時点の利用人員)
地域生活への移行	【目標値】 令和5年度末時点の地域生活移行 者数(施設入所からグループホーム 等への移行者数)	2人	国の基本指針に定める目標(令和元年度末の施設入所者数×6%)に、地域の実情を勘案し調整
施設入所者数の削減	【目標値】 令和5年度末時点の施設入所者数 (b)	64 人	国の基本指針に定める目標(令和元年度末の施設入所者数—(令和元年度末の施設入所者数×1.6%))に、地域の実情を勘案し調整
271.131.74	【目標値】 削減人数(a-b)	2 人	差引減少者数



② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ○保健・医療・福祉の連携した支援や、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括 的に確保された地域システムの構築に向けた、保健・医療・福祉関係者による協議の場に おいて、精神保健医療福祉体制の基盤整備の推進を図ります。また、地域生活支援の拠点 づくり、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図ります。
- ○アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策として、地域において県や 医療機関など様々な関係機関と連携し、その支援を図ります。

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
精神保健医療福祉体制 の基盤整備	【目標値】 保健、医療・福祉関係者による協 議の場の開催回数	年2回	令和 5 年度末までに市又は圏域 に 1 つ以上確保し、開催するよう 設定

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○袖ケ浦市社会福祉施設等連絡協議会や基幹相談支援センターに配置するコーディネーター と連携し、相談支援や社会資源の整備状況等、地域の実情に応じて、利用者への支援が行 えるよう取組を推進します。

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
障がいのある人の重 度化・高齢化や「親亡	【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	1 箇所	令和 5 年度末までに市又は圏域 に1箇所以上確保
き後」を見据えた地域 生活支援拠点等の整 備	【目標値】 地域生活支援拠点等の 運用状況の検証、検討	年1回	年 1 回以上運用状況を検証、検 討を実施することとして調整

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ○相談支援事業所や、公共職業安定所(ハローワーク)、商工会、特別支援学校等との連携により、一般就労への移行を推進し、障がいのある人の就労の場の確保に努めます。
- ○一般就労への移行に当たり、支援が必要な人に対して中立・公平な立場で適切な情報提供 を行うとともに、相談支援体制機能の充実を図ります。
- ○一般就労への定着に関する支援として、農福連携や障害者就労支援施設等からの優先調達 などの取組についての支援を行います。



区分	項目	数值	目標値設定の考え方
	福祉施設から一般就労への移行者数(令和元年度)	5人	
	うち就労移行支援事業を通じた移行	5 人	(令和元年度中に福祉施設を退
	うち就労継続支援A型事業を通じた移行	0 人	所し、一般就労した者の数)
福祉施設	うち就労継続支援B型事業を通じた移行	0人	
から一般就労への移行	【目標値】 就労移行支援事業等を通じた一般 就労への移行者数(令和5年度)	8人	国の基本指針に定める目標(令和元年度末の福祉施設から一般就労への移行者数×1.27)に、地域の実情を勘案し調整
	【目標值】就労移行支援事業	6 人	(5 人×1.30)
	【目標值】就労継続支援A型事業	1人	(1.26 倍以上)
	【目標值】就労継続支援B型事業	1人	(1.23 倍以上)
一般就労の定着	就労定着支援事業所数	10事業所	(令和元年度において就労定着支 援事業を実施している事業所数)
	【目標値】 就労移行支援事業等を通じた一般 就労への移行者のうち、就労定着支援 事業利用者数(令和 5 年度)	4 人	これまでの実績や現状の動向を 考慮した上で国の基本指針を踏まえ、一般就労移行者のうち、7 割以上の利用を基本として調整 (6人×70%)
	【目標値】 就労定着率 80%以上の就労移行支 援事業所数	8 事業所	全事業所数の 8 割以上を基本と して調整(10 事業所×0.8)

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

- ○障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制 について、近隣市との連携も視野に入れ、その構築を図ります。
- ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の 確保について、関係機関と連携して圏域内の事業所への働きかけを行います。
- ○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の 関係機関等が連携を図るための協議の場の設置について、引き続き君津圏域4市での設置 も視野に入れながら医療機関との連携を進めるとともに、相談支援事業所等におけるコー ディネーターの配置を促進します。

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
重層的な地域 支援体制の構	【目標値】 児童発達支援センターの設置	1 箇所 (1 箇所)	君津圏域での設置 (本市内での設置)
文版体制の構 築 	【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる事業所数	1 事業所	令和 5 年度末までに整備
主に重症心身 障がいのある 児童への支援	【目標值】 当該児童発達支援事業所数	1 事業所	君津圏域での設置を基本と し、令和 5 年度末までに整備
	【目標値】 当該放課後等デイサービス事業所数	1 事業所	君津圏域での設置を基本と し、令和 5 年度末までに整備
医废的左叉旧	【目標値】 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1 箇所	令和 5 年度末までに整備
医療的ケア児 支援	【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディ ネーターの配置人数	1人	令和 5 年度末までに配置



⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ○相談支援に関して指導的役割を担う人材である相談支援専門員等の計画的な確保について、 相談支援の中核機関である基幹相談支援センターや、公共職業安定所(ハローワーク)、商 工会などと連携し、支援を行います。
- ○基幹相談支援センターと連携した、福祉に関する問題について相談に応じる体制の整備を 図ります。
- ○サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援や、個別事例における 専門的な指導や助言などを行い、障がいのある人の各種ニーズに対応する相談支援体制の 構築の更なる充実を図ります。

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
総合的・専門的 な相談支援	【目標値】 障がいの種別や各種のニーズに対 応できる総合的・専門的な相談支援 実施箇所数	1 箇所	令和 5 年度末までに整備
	【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪 問等による専門的な指導・助言件数	年 12 件	基幹相談支援センターにお ける専門的な指導・助言件 数の設定
地域の相談支援 体制の強化	【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育 成の支援件数	年3件	基幹相談支援センターにお ける人材育成の支援件数の 設定
	【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取 組の実施回数	年8回	基幹相談支援センターとの 連携強化の取組の実施回数 の設定

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に関し、積極的に参加し障害福祉サービスに関する理解に努め、その提供が適切に行われるよう取り組みます。
- ○「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を事業所や 関係自治体等と共有することにより、適切な障害福祉サービスが提供されるよう体制の構 築を図ります。

区分	項目 数値		目標値設定の考え方	
障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	【目標値】 県が実施する障害福祉サー ビス等に係る研修その他の研 修への市職員の参加人数	年 10 人	研修会に市職員1名以上の 参加として設定	
「障害者自立支援審査 支払等システム」によ る審査結果の共有	【目標値】 事業所や関係自治体等と共 有する回数	年1回	袖ケ浦市地域総合支援協議 会における会議等で共有す るものとして設定	



(2) 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策

成果目標の達成に向けて、障害福祉サービス、障害児通所支援等の具体的な活動指標を次のとおり定めるとともに、見込量の確保を図ります。

① 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)

	サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	居宅介護	時間/月	1,789	1,800	1,812
	店七月	実人/月	110	110	111
	 重度訪問介護	時間/月	525	525	525
	至	実人/月	5	5	5
	 行動援護	時間/月	20	20	20
訪問系	11 均1及1支	実人/月	1	1	1
系	 同行援護	時間/月	311	311	311
	I T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	実人/月	14	14	14
	 重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
		実人/月	0	0	0
	訪問系 計	時間/月	2,645	2,656	2,668
	H31.3014 H1	実人/月	130	130	131
	生活介護	延人日/月	3,157	3,185	3,213
		実人/月	178	185	192
	自立訓練(機能訓練)	延人日/月	60	60	60
	自立訓練(生活訓練)	実人/月	10	10	10
		延人日/月	17	17	17
	就労移行支援	実人/月	1	1	1
		延人日/月	243	247	251
B	就労継続支援A型	実人/月	33	34	35
日中活動系		延人日/月	504	523 40	543
画	就労継続支援B型	実人/月 延人日/月	35 1,547	1,561	46 1,575
系		実人 / 月	1,547	1,301	1,575
	나 쓰는 축구 LT				
	就労定着支援	実人/月	6	7	8
	療養介護	実人/月	4	4	4
	短期入所(福祉型)	延人日/月	492	498	504
		実人/月	42	43	44
	短期入所(医療型)	延人日/月	5	5	5
		実人/月	1	1	1
	自立生活援助	実人/月	0	1	2
屋	(うち精神障がい者)	270771	(0)	(1)	(2)
居住系	共同生活援助	実人/月	90	95	100
	(うち精神障がい者)	2000 71	(0)	(1)	(2)
	施設入所支援	実人/月	65	65	66
4	計画相談支援	実人/月	120	140	160
相談支援	地域移行支援	実人/月	2	3	3
	(うち精神障がい者)	スハ/ 	(1)	(1)	(2)
援	地域定着支援 (うち精神障がい者)	実人/月	1 (1)	1 (1)	2 (2)



※重度障害者等包括支援、令和3年度の自立生活援助、共同生活援助(うち精神障がい者)については、本市の障がいのある人の状況などを踏まえ、0人と見込んでいます。

【訪問系】

訪問系の実績値は横ばいで推移しており、今後も利用者は同様の傾向で推移していくものと見込まれます。このため、サービス提供事業者に対し、必要な情報を提供し、サービスの供給体制と量の確保を促すとともに、各種研修会参加や専門的な人材の確保等、サービスの質的向上を図るよう働きかけます。

【日中活動系】

日中活動系サービスについては、障がいのある人の地域生活への移行や自立支援の観点から、サービスの実績値は増加傾向で推移しています。このため、引き続き障がいの状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保し、地域における生活の維持及び継続が図られるよう支援します。また、サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。また、就労移行支援や就労継続支援及び就労定着については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

【居住系】

居住系サービスについては、特に共同生活援助で、親亡き後の生活の場や地域生活への移行の受け皿として今後も利用者が増加することが見込まれます。このため、市内のみならず近隣市で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供します。また、精神障がいのある人については、その特性に応じた適切な支援が受けられるよう、サービス提供事業者等と連携した取組を進めます。

施設入所支援については、利用ニーズが一定数あり、今後も利用者数は横ばいで推移していくことが想定されます。このため、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、地域生活への移行を勘案の上、サービスを提供する施設と連携を図りながら、施設入所サービスの需要に適切に対応していきます。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援の拠点等の整備を推進します。

【相談支援】

相談支援については、相談件数が増加傾向にあることから、今後も利用者が適切に計画相談支援を受けられるよう支援体制を整える必要があります。そのため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加を促進し、障がい種別にかかわらず対応できる幅広い知識と、障がい種別による専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成に努めます。

地域移行支援・地域定着支援は、今まで以上に障がいのある人の生活に密着したものとなり、その支援に当たっては、障がいに関する知識はもちろん、社会的・経済的な知識も必要になる事例が発生することも想定されます。このため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める観点から、保健、医療、福祉の連携支援体制の強化を図り、医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう支援します。



② 地域生活支援事業

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1)理解促進研修·啓発事業	実施の有無	有	有	有	
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	
(3)相談支援事業					
①障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	————— 有		
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	
(4)成年後見制度利用支援事業	実人/年	6	7	8	
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有		有	
(6)意思疎通支援事業(コミュニケーション支持	爰事業)				
①手話通訳者·要約筆記者派遣事業					
(実利用見込件数)	実人/月	20	21	23	
②手話通訳者設置事業	設置				
(実設置見込者数)	見込者数	1	1	1	
(7)日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	件/年度	4	4	4	
②自立生活支援用具	件/年度	7	8	8	
③在宅療養等支援用具	件/年度	14	14	14	
④情報·意思疎通支援用具	件/年度	12	12	12	
⑤排泄管理支援用具	件/年度	1,354	1,420	1,490	
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年度	1	1	1	
(8)手話奉仕員養成講座事業					
(実養成講習修了見込者数)	実人/年	1	0	1	
	実施箇所数	22	22	22	
(9)移動支援事業	実人/月	35	35	35	
	時間/月	291	296	300	
(10)地域活動支援センター機能強化事業					
地域活動支援センター I 型	実施箇所数 実人/月	1 71	1 75	1 78	
		3	3	3	
││地域活動支援センターⅡ型 ││	実人/月	3	3	3	
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	5	6	6	
- 173/11対人派 こと アー 単王	実人/月	12	12	13	



事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(11)その他の事業						
①訪問入浴サービス事業	実人/月	4	4	4		
(移動入浴車の派遣)	延人日/月	115	115	115		
②知的障害者職親委託制度	実施の有無	有	有	有		
③日中一時支援事業	実人/月	45	45	45		
□ □ □ □ □ 又 按 争 未	延人日/月	335	335	335		
④自動車運転免許取得費· 自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有		
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプロ グラム等の支援プログラム等の受講者数	実人/年	5	5	5		
⑥ペアレントメンターの人数	実人数	1	1	2		
⑦ピアサポートの活動への参加人数	実人/年	3	3	3		

※(8) 手話奉仕員養成講座事業については、2か年にわたる事業であるため、令和4年度 の見込みが0人となっています。

地域生活支援事業については、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業を計画し、障がいのある人の状況や前期計画の利用実績を総合的に勘案して見込量を定めました。

本事業の実施に当たって、市の広報やホームページなどにより、障がいのある人に情報提供を行うとともに、事業者等関係機関と連携し、事業の適切な実施を継続していきます。

また、相談支援事業については、基幹相談支援センターと連携し、障がいのある人の保護者又は障がいのある人の介護を行う人等に対し、必要な情報の提供等や権利擁護等についての取組強化、利便性の向上を図ります。

さらに、保護者等からの療育に関する相談に適切に対応し、言語面や運動面等から発達状況を確認し、必要に応じた支援を促すとともに、言語聴覚士などによる保育所や幼稚園等の訪問を行い、心身の発達に遅れがみられる子どもや保育を行う人への指導や支援を行います。



③ 障害児通所支援等

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旧辛及法士恒	延人日/月	565	570	575
児童発達支援	実人/月	70	72	74
医療型児童発達支援	延人日/月	0	0	0
	実人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	延人日/月	1, 148	1, 198	1, 251
	実人/月	131	143	156
但	延人日/月	6	8	10
保育所等訪問支援	実人/月	6	8	10
足克計明刑旧辛及法士授	延人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	0	0	0
障害児相談支援	実人/月	55	65	75
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人	0	0	1

- ※医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、本市の障がいのある人の状況、 サービス提供事業所の設置状況を踏まえ、0人と見込んでいます。
- ※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、 令和5年度までに1人配置することを目標としているため、令和3~4年度については、 0人としています。

障害児通所支援等の見込量の設定に当たっては、前期計画の利用実績の推移や障がい児童 の状況を踏まえて定めました。

障害児通所支援等については、特に児童発達支援や放課後等デイサービスにおける利用ニーズが増加傾向にあるため、子育てや保育、教育等の関係する機関等や、障害福祉サービスを提供する事業者との連携を図り、支援の必要な児童に適切なサービスが提供できるように努めます。また、児童の成長に応じた様々な機会で、保護者への周知や情報提供をより強化し、支援の必要な児童が適切な支援につながるよう努めます。

さらに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成を促進 します。

このほか、市では、子ども・子育て支援制度等に基づき、障がい児支援の充実を図っており、引き続き、袖ケ浦市子育て応援プラン(令和2年度~6年度)と調整を図りつつ、事業の推進を図ります。

■子ども・子育て支援制度等に基づく支援

① 障がい児保育の実施

- ② 放課後児童健全育成事業
- ③ ファミリー・サポート・センター事業
- ④ ライフサポートファイルの活用



7 計画の推進

(1) 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営

① 協議会の概要

本計画の進捗状況の把握、地域の障がい者支援に関わる組織・事業者等との連携による きめ細かな課題の把握、障がい者支援についての意見交換、連絡調整等を行っていくため、 「袖ケ浦市地域総合支援協議会」を運営します。

② 実務者会の設置

袖ケ浦市地域総合支援協議会の活動を、より円滑かつ有効なものとするため、実務者会を設置し、部門ごとの課題に向けた取組を行っています。

③ 相談支援部会

専門性が高く、活動内容に大きな変化が想定されない相談支援部門について、相談支援 部会を設置し、相談支援体制の構築等に関する協議や活動を定期的に行っています。

(2)障がい福祉施策の総合的な推進

本計画による施策を効果的かつ効率的に推進するため、「袖ケ浦市総合計画」をはじめとする関連計画との整合を図り、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

また、今後障がい福祉施策におけるニーズの増大が見込まれることから、国、県、近隣の 自治体等との連携も含め障がい福祉施策の展開を図るとともに、より効果的な事業実施に当 たり、基幹相談支援センターや相談支援事業者等との連携を図り、必要な人へ必要なサービ スの提供を行います。

(3)計画の評価と見直し

計画の効果的な推進を図るため、PDCAサイクルにより、年度ごとにその進捗状況を把握し、分析・評価を基に新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。また、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら取組を進める必要があることから、「成果目標」「活動指標」については、毎年度終了時点で、事業の達成状況を点検・評価し、袖ケ浦市地域総合支援協議会での検証を行い、その結果について速やかに公表します。

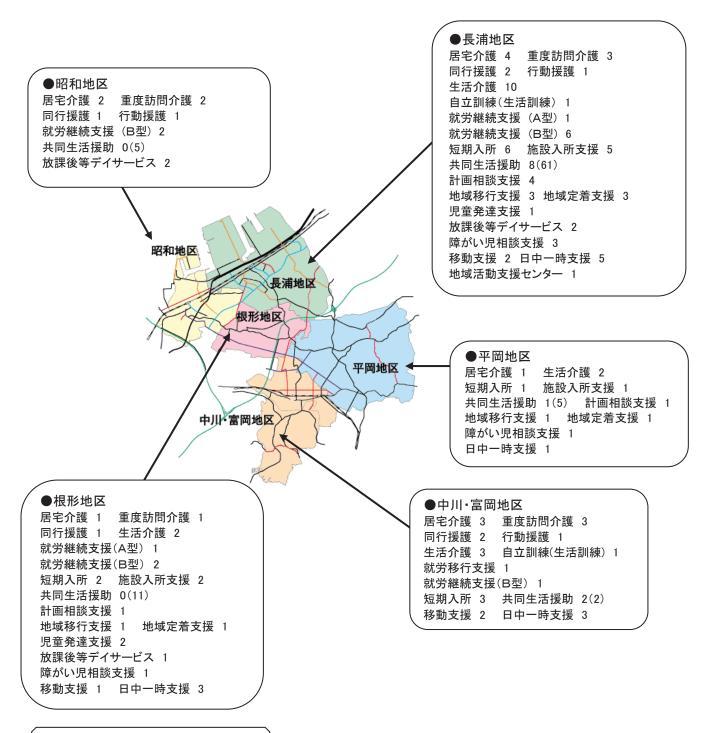




(参考) 袖ケ浦市内の障がい福祉サービスの提供状況の分布

市内の昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の各地区における障がい福祉サービスの提供状況は次の図のようになっています。

事業所の数は年々増加しています。各地区に満遍なく設置されており、障がい福祉サービスの提供をしています。



<参考>

〇障害児入所施設 2 (長浦1、根形1)

<出典>障がい者支援課調べ令和2年10月抽出

※共同生活援助については、「法人数 (GH数)」として表記



そでがうら・ふれあいプラン 【概要版】

袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期) 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期) 袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)

発行:袖ケ浦市 福祉部 障がい者支援課 令和3年 3月

